

事業名	豊島区旅館業法施行条例改正へ向けた取組み
ここがポイント	・ 旅館営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、旅館業法施行条例の改正を検討 ・ 営業施設内に玄関帳場(フロント)を設置し、同施設内に営業従事者が常駐することを義務付けるほか、所要の改正を行う素案について、パブリックコメントを実施中
事業の内容	
1. 事業実施に至った経緯、背景など ・ 旅館営業については、平成 30 年に規制が緩和され一室での営業が可能となった。また、フロント設置に代替する基準が規定され、旅館業施設内に営業従事者が常駐していない一室での営業が可能となったことで、一部屋旅館の許可申請件数が増加している。 (平成30年度末:230 施設の内、14 施設が一部屋旅館。令和7年度末:819施設の内、510 施設が一部屋旅館) ・ こうした一部屋旅館に対して、住宅宿泊事業と同様に「ゴミ、騒音、タバコ」など区民から寄せられる苦情が急増しており、周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため、豊島区旅館業法施行条例の見直しを行う。 ・ 現在、旅館業法施行条例の改正素案について、パブリックコメントを実施中。 2. 目的 ・ 旅館営業に起因する周辺地域の生活環境への悪影響を防止するため 3. 内容 以下の内容を定めた改正素案について、パブリックコメントを実施中。 (1)苦情への対応策 ・ 営業従事者の営業施設内の常駐 ・ 緊急時の連絡先等を記載した標識の掲示 ・ 廃棄物の適正処理、騒音・臭気等の発生の防止と宿泊者への説明義務 ・ 苦情発生時の対応及び協議の場を求められた場合の対応義務 ・ 海外在住営業者に対する日本国内在住代理人の選任 ・ 周辺地域への書面及び説明会開催による事前周知義務 (2)構造設備基準の追加・整理 ・ 玄関帳場(フロント)の設置及び設備基準 ・ 営業従事者が常駐するための設備基準 ・ サウナ室を設ける場合の設備基準 (3)営業者に対する指導・監督の強化 ・ 指導、勧告、公表の規定を新設 (4) 適用日:公布の日(営業従事者の常駐及び構造設備基準等については、令和 8 年内の適用を予定) 4. 今後のスケジュール ・ 令和 8 年 7 月 1 日～令和 8 年 7 月 31 日…条例改正(素案)のパブリックコメントを実施 ・ 令和 8 年 9 月…第 3 回区議会定例会に改正する条例を上程予定	